

名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

資料1

1 経緯

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、幅広い感染症による健康危機に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が令和6年7月に抜本的に改定された。現行の名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画は平成26年3月に策定されたが、政府行動計画や愛知県行動計画の改定を踏まえ、令和7年度中に市行動計画の改定を行う。

2 本市行動計画の構成について

国から提供された市町村行動計画作成の手引きにある構成例をもとに改定を進める。

○はじめに
目的・経緯等

○総論
対策の総合的な推進に関する事項や県・関係機関等との連携に関する事項

○各論
13項目に拡充させ、それぞれについて3期(準備期・初動期・対応期)に分けて対策を記載

3 市感染症予防計画との関係性

市新型インフルエンザ等対策行動計画改定にあたり、名古屋市感染症予防計画(令和6年3月策定)と整合性を取る。

4 改定スケジュール(予定)

令和7年	7月頃	愛知県行動計画改定が完了(見込み)
	11月頃	名古屋市感染症予防協議会
	12月頃	所管事務調査
令和8年	1月頃	パブリックコメントの実施
	3月頃	名古屋市行動計画改定

主な改定内容

【現】市行動計画

対象疾患	新型インフルエンザが主な対象
発生段階の考え方	レベル0(未発生期)、レベル1(海外発生期)、レベル2(県内未発生期)、レベル3(県内発生早期)、レベル4(県内感染前期)、レベル5(県内感染期)、レベル6(回復期)、レベル7(小康期)
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活・市民経済



【改定】市行動計画

対象疾患	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階の考え方	3期(準備期、初動期、対応期)
対策項目	13項目に充実 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、⑤水際対策、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬市民生活・市民経済 ※新規項目に下線

政府行動計画改定ポイントについては別紙参照

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定のポイント

第14回新型インフルエンザ等
対策推進会議 参考資料4-2

- 政府行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの
- 有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針を作成し、対応を行う

記載項目	旧計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約10年ぶり、初の抜本改正 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の 呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、 情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 準備期の取組を充実 ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来）や検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	各分野横断的な取組として5つの視点を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ をおおむね6年※ごとの改定を 明記 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様